

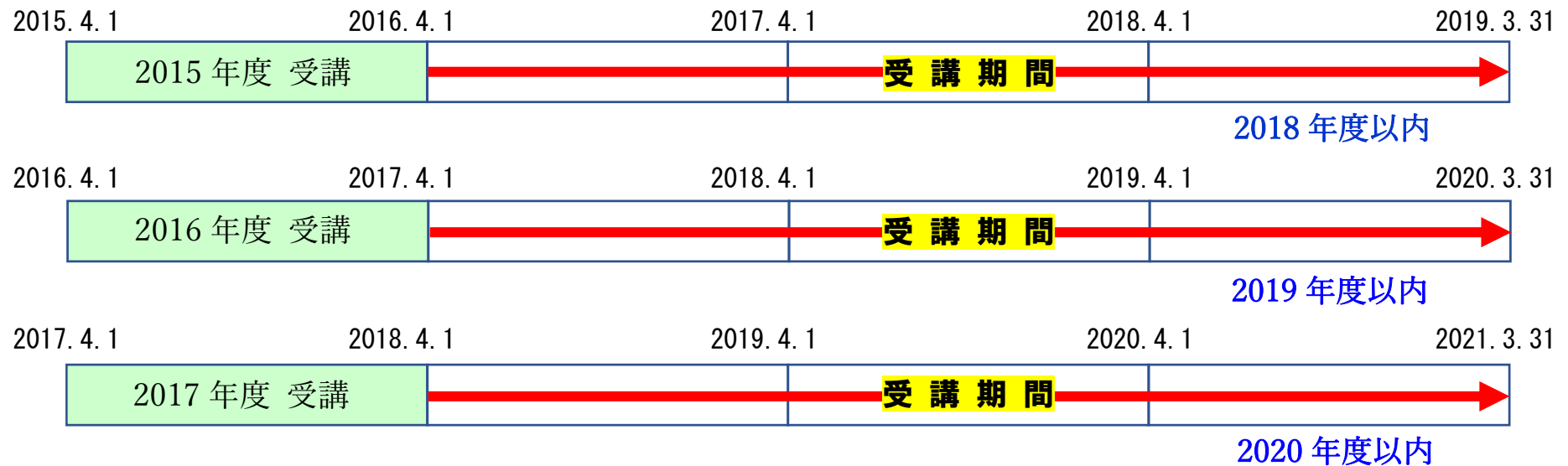
定期講習の受講期間について

① 許可届出使用者／許可廃棄業者

前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から 3 年以内

<例> 2015(平成 27)年度に定期講習を受講の場合

2016(平成 28)年 4 月 1 日から 3 年以内:2019(平成 31)年 3 月 31 日までに受講



② 届出販売業者／届出賃貸業者

前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から 5 年以内